行政書士による「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の申請手続サポート

この度、中小企業庁より緊急事態宣言発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50％以上減少した中小法人・個人事業者等に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が給付されることになりました。

和歌山県行政書士会では無料相談会を開催する等一時支援金の申請手続に関するサポート体制を整えておりますので詳しくは下記までご連絡ください。（報酬得て申請できるは行政書士のみです。）

日本行政書士会連合会公式キャラクター　ユキマサくん

お問い合わせ先

和歌山市九番丁1番地　中谷ビル2階

和歌山県行政書士会

TEL. 073-432-9775